

高病原性鳥インフルエンザ緊急対策事業 (令和4年12月補正)の申請の手引き

広島県

1 はじめに

令和4年12月から令和5年1月に県内で発生した高病原性鳥インフルエンザに伴う、家きんや関連する物品の移動や搬出制限に起因する売上の減少額や飼料費などの増加額の補てんの申請方法をご案内します。

2 申請対象者

広島県内で家きんを飼養する方

3 申請方法

所定の様式(※1)に必要事項を記入し、必要な書類(※2)を添付して管轄する広島県畜産事務所に提出してください。

【記入書類】

- ※1 高病原性鳥インフルエンザ緊急対策事業交付申請書
高病原性鳥インフルエンザ緊急対策事業実績書

【添付書類】

- ※2 申請額を証する書類(任意様式)
口座振替依頼書
(その他、申請書提出後、書類の追加提出を求める場合があります。)

4 申請時期

申請の準備ができ次第、下記の期間に申請書を提出してください。

令和5年4月3日(月)から令和5年12月8日(金)まで

主なQ & A

質 問	回 答
対象家畜の羽数の確認に必要な書類は何を準備すればよいですか？	仕入伝票，家畜の出荷計画，死亡鶏の報告書類など羽数が確認できる書類を申請に添付してください。
対象家畜・対象物品の処分がやむを得なかったことを証する書類はどんなものが必要ですか？	家畜防疫員が当該処分はやむを得なかったことを判断した旨を記載した書類などを添付してください。ブロイラーの場合，出荷日齢を超えていることが必須となります。
添付書類に指定の様式はありますか？	指定様式はありません。
やむを得ず殺処分する際の経費（炭酸ガス代等）は助成の対象になりますか？	対象になりません。
過去の平均価格はどのように算定したらよいか？	直近1か月の取引実績から算定した平均価格とし，その書類を併せて添付してください。

問合せ・申請書の提出

所属名	所在地	電話番号
広島県西部畜産事務所	東広島市西条御条町 1-15	(082) 423-2441
広島県東部畜産事務所	福山市三吉町 1-1-1	(084) 921-1311
広島県北部畜産事務所	庄原市東本町 1-4-1	(0824) 72-2015

申請書などの様式は，広島県ホームページよりダウンロードするなどしてご利用ください。

実績書の記載例

高病原性鳥インフルエンザ緊急対策事業実績書

1 事業の目的

鶏卵の売上減少の助成により、再生産可能な経営再建を図る。

2 事業の内容

(1) 飼養者の住所氏名

**株式会社 広島農場 代表取締役 広島太郎
広島市広島区広島町1-1-1**

(2) 家畜の種類

採卵鶏

(3) 特定移動制限等の期間

令和4年12月16日～令和5年2月8日

3 事業費の内訳

(1) 経費の負担区分

家畜等の種類	補助対象経費 (A) + (B)	負担区分		備考
		県費 (A)	その他 (B)	
採卵鶏	200,000円	200,000円	0円	

(2) 事業実績内訳

家畜等の種類	補助対象経費	農場の所在地 及び名称	金額	備考
採卵鶏	100,000円	広島市広島区広島町1-1-1 (株)広島農場第1農場	100,000円	
採卵鶏	100,000円	広島市広島区広島町2-2-2 (株)広島農場第2農場	100,000円	
合計			200,000円	

※補助対象経費については、様式別紙「家畜伝染病予防法第60条第2項の規定による助成措置の対象となる額の算定基準について（一覧表）」により算出し、必要な書類を添付すること。

4 事業完了年月日

令和5年4月28日

5 消費税の取扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

※いずれかを○で囲んでください。

6 その他

他の補助金の活用が有る場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）がわかる資料を添付すること。

算定基準の一覧と算定式

家畜伝染病予防法第60条第2項の規定による助成措置の対象となる額の算定基準について(一覧表)

		助成対象となる売上げの減少額及び費用の増加額の算定式					
対象家畜	制限区域内	売上げの減少額	飼料費の増加額	輸送費の増加額	保管費・荷役費の増加額	焼却費・埋却費の増加額	化製費の増加額
対象家畜	制限区域内	他の出荷先に出荷された場合	③	④	-	-	-
		出荷遅延の場合	③	-	-	-	-
		やむを得ず処分された場合	③	-	-	-	-
		他の出荷先に出荷された場合	③	④	-	-	-
		出荷遅延の場合	③	-	-	-	-
	制限区域外	やむを得ず処分された場合	③	-	-	-	-
		やむを得ず処分された場合	③	-	-	-	-
		やむを得ず処分された場合	-	⑤	-	-	⑧
		その他の場合	-	⑥	-	-	⑨
		他の出荷先に出荷された場合	①	-	④	⑦	-
対象物品	制限区域内	出荷遅延の場合	-	④	⑦	-	-
		やむを得ず処分された場合	②	-	⑦	⑧	-
		他の出荷先に出荷された場合	①	-	④	⑦	-
		出荷遅延の場合	①	-	④	⑦	-
		やむを得ず処分された場合	①	-	④	⑦	-
	制限区域外	出荷遅延の場合	②	-	⑤	⑦	-
		やむを得ず処分された場合	②	-	⑤	⑦	-
		他の出荷先に出荷された場合	①	-	④	⑦	-
		出荷遅延の場合	①	-	④	⑦	-
		やむを得ず処分された場合	②	-	⑤	⑦	⑧

○ 助成対象となる売上げの減少額及び費用の増加額の算定式

- ① (同一の種類の家畜・物品の平均価格 - 対象家畜・対象物品の取引価格の平均額) × 対象家畜・対象物品の数量
- ② 同一の種類の家畜・物品の平均価格 × 対象家畜・対象物品の数量
- ③ 対象家畜の1日1頭羽当たりの給与飼料単価 × 対象家畜の数量 × 出荷予定日から出荷された日までの期間の延べ日数
ただし、①において同一の種類の家畜の平均価格 < 対象家畜の取引価格の場合は、その差額を③の額から減ずる。
- ④ 対象家畜・対象物品の他の出荷先(予定出荷先)までの輸送費の実費 - 同一の種類の家畜・物品の予定出荷先までの輸送に通常要する費用
- ⑤ 焼却等施設までの輸送費の実費
- ⑥ 対象家畜の死体の他、化製場までの輸送費の実費 - 同一の種類の家畜の死体の通常化製場までの輸送に通常要する費用
- ⑦ 保管施設における保管費及び荷役費の実費
- ⑧ 焼却費、埋却費又は化製費の実費
- ⑨ 対象家畜の死体の他、化製場における化製費の実費 - 同一の種類の家畜の死体の通常化製場における化製に通常要する費用

○ 家畜伝染病予防費負担金の交付申請の必要添付書類

- a 対象家畜・対象物品を予定出荷先に出荷することが予定されていたことを証する書類
- b 対象家畜・対象物品の処分がやむを得なかったことを証する書類
- c 対象家畜・対象物品が処分されたことを証する書類
- d 対象家畜・対象物品を他の出荷先にも出荷することができなかつたことがやむを得ない事情によるものであったことを証する書類